

延暦寺の山僧と日吉社神人の活動(2)

豊田, 武 / TOYODA, Takeshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

27

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

20

(発行年 / Year)

1975-03-22

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011720>

延暦寺の山僧と日吉社神人の活動 (二)

豊田武

四、鎌倉期における山僧の金融活動

延暦寺の山僧は、平安末期以来日吉社の神人とともに、「日吉神物」を融通することによって、高利貸活動をなしていた。その活動は、洛中洛外におよび、目にあまるものがあった。藤原定家はその日記『明月記』寛喜元（一一二九）年六月の条に、「近来妻子を帯び、出挙して富裕なるもの、悪事を張行し、山門に充満す」と慨歎している。その二年後、寛喜三年には、山僧・神人の在家における負累物乱責、行路における運上物点定を禁ずる宣旨が下った（『追加法』三三三）。さらに延応元（一一三九）年七月には山僧を預所、地頭代に補すること、九月には、諸国地頭等が、山僧并商人・借上輩を地頭代官に補することを禁じ、翌二年には、これに加えて、凡下の輩并借上等に私領を売渡すことを禁じた（『追加法』一一〇・一四五）。この集中的に出された禁令の中からも、山僧・神人の高利貸的行為に対する禁令もほとんど効のなかつたことが察せられる。

山僧等は高利貸を通してしだいに荘園の各支配機構にはいり込み、実権を握って行った。

(1)美濃国大井庄では、一一世紀中葉の開発領主大中原信清の子孫が、代々大井庄の下司職を相伝して来たが、文永六（一二六八）年、子孫の大中原則親が山僧慶秀と荘内で戦った。慶秀はその咎で関東に召し下され、配流地で死亡したが、彼は、山門領美濃国平野庄の住人で山門の預をなしていた山僧具願房の孫の林法橋であり、大井庄田所（式部房）の掣侍として、田所名内の石興寺を譲与され、そこを根拠に高利貸を営んでいた。慶秀はさらにこの石興寺を山門の末寺と号したため、本所の東大寺によって、荘家で私合戦を致したという理由をもあわせて幕府に訴えられ、ついに追放されて、名田島十三町余を没収されたのであった。この事實は、一般に山僧が荘園内に勢力を植えつけて行った方法として注意される

〔岐阜県史料篇〕古代中世三所収〕東大寺文書。

(2) 播磨の東寺領矢野荘別名方では、正和三年(一一三二—一三二四)ごろ、東寺学衆の設置に力をつくした大覚寺門侶の道我が、公文の寺田法然と結び、山僧の石見房註記覚海を預所の雑掌にすえて経営を進めた。覚海は正和四年ごろから文保元年を下らぬ時期まで矢野荘の預所になっているが(覚海書状京二五—二七上)正和三年、寺田法然は、那波浦の地頭海老名氏を語らい、この山僧石見房註記と前給主代の安芸法橋等数百人の悪党を率いて、南禅寺領別名方に乱入し、荘官の政所以下数十ヶ所の民家を焼払った(『東寺百合文書』ノ一一八)。この荘では、実増が貞和二年(一一三六)供僧方預所に任命されたときも、「日吉上分物」三十貫文を任料として東寺に納めている(『東寺百合文書』京一一一五)。矢野荘には日吉社田があったのであろう。

(3) 山僧の暹尋僧都は、文永頃、仁和寺菩提院宴遍の懇望を受けた安東蓮聖に一五〇貫の銭を貸したが、宴遍の死後その取り立てのために、蓮聖と結んで、近江の堅田浦で菩提院領の越中国石黒庄山田郷の年貢運上船を捕え、その積載物の若干を借上銭の代と称して移し取った。これを訴えた石黒荘の雑掌は、訴状の中でこの暹尋僧都を、横川住の僧であると註している(齊民要術紙背文書)。堅田庄は叡山横川の楞嚴院の荘園であるから、横川の暹尋が蓮聖のたのみを受けて、堅田浦で年貢運上船を押えたものと考えられる。安東蓮聖は、北条氏の得宗被官として勢隆々たるものであるから、山僧の中には北条氏の御内人と結んで、流通支配にまで手をひろげたものがあつたことも推定される。

(4) 若狭の太良荘でも、元弘三(一一三三)年小浜の借上「はまの女房」の子の石見房覚秀なるものが、地頭代で得宗被官の工藤貞景の後押しで領家地頭への年貢を弁済し、負物ありと称して、同荘の助国名の半分名主職を庄民から取り上げ、元弘三年工藤の代官となった。この覚秀のたてかえた銭が熊野の上分物であつた関係から、覚秀は、熊野の僧と推定されているが、延暦寺の山僧が熊野上分物をたてかえることもないわけではないし、石見房の名が矢野荘にも出ていて共通である点よりして、覚秀は、叡山の山僧ではなかつたかと思う。

延暦寺の山僧が各地の荘園にはいり込み、荘官として、荘園経済の重要な機能を掌握していたことは、以上の史料によつて明らかであるが、さらに注意すべきことは、その山僧が縁を求めて、領主を異にする荘園にまではいり込み、そこに日吉田を設定し、高利貸的な行為についても、たがいに助けあつて金融活動を有利にしていたことである。播磨矢野荘の

場合、山僧は例名方の雑掌になるばかりでなく、他の莊園にまで、徒党を組んで乱入している。山僧は坂本をはなれて、淀川や琵琶湖の要港に居を構え、ときに悪党として活躍したのである。

この様子をよく示すのが、有名な兵庫関襲撃事件である。兵庫関は延慶元（一三〇八）年ごろから東大寺八幡宮造営料ならびに神興造替料にあてられていたが、この関所には多数の商船が集まり、問丸にも居住して商品流通の拠点であったため、しばしば悪党の襲うところとなっていた。正和四（一三一五）年十一月延暦寺の山僧良慶を張本とする叡山東塔・西塔の悪僧や在地領主・関所の役人など百余人が乱入、城郭をかまえ、追捕に向った守護使と弓矢を放って刃傷におよんだ。その居住地は、一口・淀・水垂などの淀川の流域と尼崎・西宮・輪田という摂津の海岸に沿った地域であった（『東大寺文書』之五兵庫関悪党交名注進案）。

東大寺が注進した悪党の交名は九十二名を数えるが、その中で山門関係者は次の十九名である。

治部卿律師良慶 成林房因幡 宝藏坊拝賀堅者 勝藏房大進（東塔）西谷浄完坊信濃堅者弁承（西谷）妙法院門徒播磨注記
柳玄成実坊 同宿弁承舎見也 福智院尾張坊 帥注記 都賀川住東塔西谷摩尼坊少輔阿闍梨頼基 同谷勝藏坊讚岐房 北谷大宝坊少輔
 房玄賀 南谷戒前坊帥注記完尊 同坊肥前注記 東谷円宗坊弁坊 同坊宰相阿闍梨 同坊大輔房祐賀 同南谷極楽坊侍従
 注記 同坊播磨注記良録 西塔北乗坊明遠江堅者亮玄 同上総阿闍梨

この中では、律師一名、堅者三名、注記註五名、阿闍梨三名と下級の位をもつ僧侶が多い。その中、都賀河住三人とあるが、恐らく淀川付近でもあろう。また日吉大宮閉籠のときすま衾宣旨を蒙むるものとして、成林房因幡と勝藏房大進が挙げられており、相当な実力者と考えられる。

何故に山僧が大挙して兵庫関を襲撃したのであろうか。これを単なる悪党的行為とするには、あまりに組織的である。これについて思い出すのは、正和の三年、播磨の矢野荘で、延暦寺の山僧が悪党等とともに隣庄に乱入した事件である。正和といえ、住吉の神主津守国冬が黒幕となって、摂津・河内・大和・山城の悪党が東大寺の大仏殿に閉じこもった文保元年の二年前である。これらの事件がその背後に大覚寺統側と気脈を通ずる何ものがあつたと考えることは出来ないであらうか。

五、山僧の軍事的活動

延暦寺山僧の集团的行動は、常に武力を伴う。山徒は時に門跡の武力として召集されたりしい。徳治三（一一三〇）年四月廿二日、延暦寺では門跡入室の儀のあったとき、深更におよぶということから、御門徒を少々「御兵士」として召集した。そのとき召集されたのは、般若院昌舜・金輪院実澄・西仏坊道賢・正観院能運・円明坊兼慶・南岸坊澄猷・井上房源因であった（『華頂要畧門主伝』第十七）。後に山門の使節として羽振りをきかした円明坊・金輪院・南岸坊などが、すでにこのころから頭角をあらわしているのである。元徳二年三月の『日吉社並叡山行幸記』（『統群書帝王部』第二輯）によると、永仁四（一二九六）年八月、妙法院尊教僧正が座主のとき、門徒の東塔北谷理教坊律師性算というものがあり、貫長の恩顧も深く、私の貯えも多かったから、同宿房人多く、里には市をなし、山には林をなす程で、門主も頼みとしていた。これに対し、同じ東塔の北谷に大縁法印藏金の弟子で兵部阿闍梨円惠という学生が徒党を組んで禅侶を軽んじたため、性算は永仁六年座主の門徒等を率いて円惠を攻め、これを捕えた。円惠の配下の弟子も性算門下を襲撃するなどして、ついに大講堂など東塔の堂塔が炎上といった大事件となった。このとき性算に加担したものに、上総註記木算、伊予註記嚴成、大夫註記実化等があった。元徳四年四月の祭礼に、大津の生得の神人と駕輿丁の輩とが争ったときにも、生得神人の背後に頼存・憲猷があったため、衾の宣旨が下され、追放の刑に処せられた。

このように延暦寺の軍事活動の主体は、平安末期から鎌倉初期における堂衆から、山徒に移っているが、この山徒の軍事活動のもっとも著しかったのは、(1)建武新政前後、(2)応安の騒動、(3)永享の山門攻撃の三つである。

(一)元弘・建武の内乱にあたり、山門は、はじめ北条氏、後に足利氏の大軍の攻撃を受けた。その様子を太平記を中心として紹介すると、天皇の行幸と聞いた叡山では、山下、坂本はいうまでもなく、大津・松本・戸津・比叡辻・仰木・絹河・和仁（邇）・堅田など、琵琶湖岸各所から馳せ参ずるものが東西両塔に充満した。門徒の護正院の僧都祐全・妙光坊の阿闍梨玄尊をはじめとして、三百騎五百騎と集まり、六千余騎となった。六波羅勢は戸津の宿の辺まで寄せたので、南岸の円宗院・中坊の勝行房・早雄の同宿共三百人あまりが唐崎の浜の辺に出合ったが、岡本房の播磨堅者快実なる悪僧や、桂林房の悪讃岐、中房の小相模、勝行房の侍従堅者定快、金蓮房の伯耆直源などの奮戦も空しく、小勢のためたちまち破られた。しかし御門徒の兵三千余騎、本院の衆徒七千余人が続々と山を下り、和邇・堅田の水軍も小舟三百余艘に乗って

大津に向い、北条方の退路を遮断する勢いを示したので、六波羅勢も散々な目にあつて京都に退却した。

ところが天皇が叡山に行幸のなかつたことが知られて、山徒の意気はあがらず、その上かねて武家に志を通じていた上(浄)林房阿闍梨豪譽が安居院の中納言法印澄俊を生捕つて六波羅に差し出したので、八王子の一の木戸をかためていた護正院僧都猷全もこらえきれなくなり、手下とともに、六波羅に降伏した。この護正院は後に山門の使節となるほどの御門徒中の大名であつたから、山徒の力を著しく弱めた。笠置山も、幕府の大軍に攻められて陥落し、山徒の勝行坊定快、習禪坊浄蓮、乘実坊実尊等都合六十一人が幕兵に捕えられた。

天皇は隠岐に流されたが、討幕の氣勢が各地にあらがり、建武の新政となつた。尊氏がこの政府に叛いて鎌倉に旗をあげて以来、叡山はたびたび両軍の攻防の場所となり、山徒の有力者も同宿の者を率いて、この戦いに参加した。その中でもっともめざましい働きを示したのは、道場坊祐寛である(平山俊春氏『吉野時代の研究』「叡山の勤皇と道場坊祐寛」)。

祐寛ははじめ法勝寺にあり、法勝寺恵鎮と近い律宗の僧侶であつたが、山門が大塔宮の令旨に應じて以来、叡山の衆徒として、助記註となり、建武二年十一月、尊氏を討つため新田義貞が関東に下つたとき、山門を代表して従軍し、箱根の戦いで、兎十人同宿三十余人に鎧を着せて参加させた。ついで尊氏の軍を近江の伊岐代で防ぐ大役を命ぜられたが、僅か千余人をもつて奮闘、やがて天皇が叡山に行幸したとき、祐寛は大宮の彼岸所において円宗院法印定宗が同宿五百余人を召具して参上したのに続いて、同宿千余人を召具して到着した。彼は十禪師に大衆を召集し、集会のことを院々谷々に触れたので、三千の大衆悉く甲冑を帯して馳せ集まつた。祐寛はまず軍用として、錢貨六万貫、米穀七千石を徴集して、諸軍勢に配分した。ついで北畠顕家の率いる奥州の軍勢を近江志那浜に迎え、湖上の船七百艘を徴して、志那浜から坂本へ一日の中に渡した。その後天皇方には諸方から援軍が到来し、山門の衆徒も一万余騎で鹿が谷に陣をとつたが、祐寛も神楽岡の合戦に、禪智坊・護聖院(正)の若者ども千余人とともに、同宿三百余人をもつて一番に木戸口について奮戦し、尊氏の軍を西走させるにあずかつて力があつた。

しかし尊氏はふたたび海陸両道から攻め上り、天皇は叡山に行幸、祐寛は護正院・禪智坊とともに、山上において必死の防戦につとめた。そこへ金輪院律師光澄が足利方に内応、今木の少納言隆賢を使として、足利方の兵を引入れようとしたが、手ちがいで失敗、光澄もまもなくその子に殺された。しかし五月末から十月まで六ヶ月、足利方の大軍をこの叡山

で支えることは容易なことではない。その莫大な軍用は、多くこの祐覚の働きによって調達されていたが、それにも限りがある。その上、尊氏は叡山と東国との連絡を断ち、さらに兵糧攻めを企てた。すなわち北国の道は斯波高経がこれを塞ぎ、近江には小笠原貞宗が野路篠原に陣を取って、湖上往反の舟をとどめた。窮した衆徒は五千余人をもって志那浜より上って小笠原貞宗を攻め、祐覚先頭に立って奮戦したが敗れ、理教坊阿闍梨・成願坊律師源俊以下多数の戦死者を出した。ここに尊氏は天皇の入洛を奏請し、祐覚もこれを警固して京都に至ったが、尊氏は、これを、「山徒ノ中ニオイテモ最モ張本ナリ」とて、これを十二月阿弥陀峯に斬った。

これ以後、舞台は吉野に移った。山門は取りつぶしをまぬかれ、旧領は安堵されたが、この後は室町幕府の懐柔と制圧下に強訴と内訌をくりかえし、墮勢を保つのみとなった。

以上の一連の経過を通して考えられるのは、(1)山門の武力活動の基礎が近江から北陸にかけて散在する叡山の所領からの貢納にあること、(2)叡山の武力が主として山上・山下の山徒とその指揮下にある膝下荘園の庄官兼山徒、ならびに和邇・堅田の海賊衆であったこと、(3)山徒はこの内乱にあたり各地にその集団を派遣していたこと、(4)山徒の武力編成は、同宿を単位とし、その同宿の数の大きいものは、五百人・千人となっており、その数の多いものほど勢力のあったこと、(5)山徒の中の有力者が一山の衆を統率し、三塔乃至各谷の集議を動かしていたこと、(6)その中でも建武新政のとき有力であったのが、道場坊祐覚であり、内乱期を通して、護正(聖)院・禅智坊・金輪院の勢が強かった。このなかの護正院や金輪院が後に山門使節となっている点より見て、このような制度がこの時期に芽生えていたことが知られる。

(二)応安の山門騒動 南北朝の内乱期にはいると、興福寺一山の運営が衆徒によっておこなわれて来たように、叡山においても、山徒の有力者が一山の集議と行動とを決定するようになった。全山を挙げての武力発動はかなり少なくなったが、内輪での争いは絶えなかった。応安元年八月、坂本で月輪院と西勝坊とが争い、一山の衆徒が両方相わかれて戦い、死傷者が出た(愚管記)。ところが応安四年、北朝が、宝蓮花院および近江の仰木荘を青蓮院に交付したことに對し、妙法院側がこれは本来妙法院に所属すべきものであるとして、反発したことから全山を挙げての騒動が起こった。同年三月、延暦寺衆徒は集会して、仰木荘を青蓮院から妙法院に還付し、且つ皇子の妙法院入室を奏請するように求め、これが実現した(合英集拔萃)。しかし、青蓮院側は承知せず、両門徒の争いとなった。七月二日、坂本の梶井御所の北辺で、妙法院

門徒の行泉坊の軍勢が坂本の戸津から寄来って合戦があり、青蓮院門徒で仰木莊の奉行をなしていた円明房兼慶が大將となつてこれと戦つた。四日には円明房が行泉房を仰木莊に攻めるため、まず横川に登つて、妙法院の門徒と戦つたが、妙法院側が意外に強かつたため、寄手の円明房や金輪院・杉生坊以下が没落し、ついで円明の同宿奥善院も没落した(祇園執行日記等)。

応安五年十二月九日には、行泉房と南岸坊とが所領のことで、坂本において合戦をなしている(社家記録五)。

この応安の事件がおさまつて翌年(永和二年)六月二十九日には、坂本円明寺の僧徒が最勝寺を襲っているが(後愚昧記)、その翌年(永和三年)の七月廿八日には、山徒の月輪院と金輪院の確執で、金輪院は三千人余の徒衆を集めたところ月輪院永寛側は一万の衆徒をもつて金輪院英澄を攻撃した(愚管記)。坂本の合戦はたびたびあつたけれども、このように大勢の集まることは近来聞かないことであるという。八月四日にも坂本で合戦があつた。金輪院城はついに陥落し城中の輩数多く戦死した。金輪院の坊主は寄手方を応援していた行仙房につれられて城を出、のち若狭の所領に住したという(後愚昧記)。

六、室町幕府の山門統制

室町幕府は、応安二(一三六九)年に、義満が將軍となつたところから、その基礎もかたまり、社寺に対しても種々の法令を發して、反幕府的な動きをおさえようとした。ことに山門は、多数の僧兵を擁し、経済的にも種々の活動をこのころもおこなつていたので、まっさきに取締の目標に挙げられた。応安三(一三七〇)年十二月十六日、北朝は山門の公人が「負物の譴責と号して、洛中所々之煩を成した上、禁裏仙洞の咫尺を憚らず、卿相雲客の住宅に乱入し、種々の悪行を致すの間、座主宮に申して、蔽密に誡の沙汰を致し、それでも用いないものは、武家として彼輩を召捕え、罪科に処せらるべし」という院の仰詞(口勅)を幕府にあたえた(室町追加法一〇五条・『花營三代記』・『後愚昧記』)。応安四年の山門騒動後、幕府は、応安五年、触れを發して諸社の神人が近年ややもすると、所務負物以下について奸謀の企てをなすことを禁止したが、そのねらいは山徒の行動の制約にあつた。幕府はさらに至徳三(一三八六)年八月、山門始め諸社の神人が諸事に就て催促と称し、裁判によらず、数多くの人数を率いて京都の住民の家屋敷に乱入狼藉を致し、負物を譴責し、差押え、

または没収することを禁じ、神人に至っては、侍所に仰せてその身を召捕えるべしと申渡している(室町追加法一四五条)。応永元年義満が日吉社への参拝も、山門を幕府の威令下に置こうとする政策の一つであった。山門では同年八月三日、將軍義満の参拝について、堀池寺家坊において、山上と在坂本の有力者が集って協議をなしたが、在坂本の有力者として、坐禪院法印直全・円明房法印兼慶・南岸房隆寛・乗運房兼尊・行泉房定運・杉生房通春等の名が見え、そのうち坐禪院・円明房・杉生房の三人が一山の使節に定められ、山洛(山と洛中か)の行事を取りおこなうことになった(『統群書類従』五四、『日吉社室町殿御社参記』)。もっとも康暦元(一二三九)年山門の使節宿老数輩が將軍義満の許に参上したとき、日吉神輿造替の下知があった点から見て(『天台座主記』)、山門使節も実際には応永以前から成立していたと思われる。応永二十五年六月には、円明坊が米売買のことで、馬借には不利なはからいをしたという件で、大津の馬借数千人が祇園社の境内にある円明坊の屋敷に神輿を振りかざし(祇園社記)、その前の康暦元(一二三九)年六月には、坂本の馬借が関所のことで円明坊を攻撃している(同)。円明坊はこのころ祇園社の目代を兼ねていた。山門使節と大津・坂本の馬借は時折衝突している(京都市史編さん通信六五、下坂守氏「近江の馬借一揆について」)。応永二十七年九月十一日、横川の山林の事につき、東塔院の東北の両谷が争ったとき使節が調停役に出たことがあり、それには月輪院・杉生坊・金輪院の三人が署名している(『華頂要畧門主伝』二十)。

義教の山門攻撃 義満が死に、義持の時代になると、山門の勢いは昔ほどではなくなったが、さらに応永三十五年正月、義持が没し、青蓮院門跡の義円が還俗して將軍義教の施政がはじまると、義教に反抗する気運が各方面に現われて来た。関東では管領の持氏が叛をはかり、畿内では日本国はじまって以来の大土一揆が起こった。義教は諸大名や諸大寺に対して強圧策をとり、延暦寺に対しても、座禪院珍全の所領近江愛智郡下村をはじめ、等持・勝行・戒行が先代から受けついで来た莊園の奉行職を罪科ありと称して削減または没収し、これを公家・武家・甲乙人に宛行した。

ここに正長元年七月二十七日、西塔の衆徒は、釈迦堂に閉籠し、二十一箇条の項目を挙げて、朝廷および幕府に訴訟をおこなった。このときには山門の使節乗蓮、杉生以下七人の者が衆徒と幕府の間を連絡し、衆徒に代って訴訟の題目を幕府に伝えている。永享元年九月十日にも、西塔関の事、宝幢院造営の事など五箇条の訴状を提出し、幕府にその一部を認めさせた(満濟准后日記)。しかし義教はその後強硬な態度をもって、山門側の要求をかけたため、永享五(一四三三)年七月十七日、僧徒は神輿を山上に振上げ、根本中堂に立籠った。訴訟の題目十二カ条のなかで中心となったものは、山徒

の光聚院猷秀が、山門奉行飯尾為種、將軍申次赤松播磨守満政などと結んで、横暴を働き、叡山の營繕奉行を勤めながら、修營を実行せず、營繕の資金をもって高利貸をおこない、強引な借物の取立てをおこなう一方、坂本西塔関をはじめとする山門の湖上の商業、流通の諸特権の独占をめざしたため、これを追放してもらいたいというにある。『後鑑』所収の「永享年中文書」を見ると、光聚院猷秀は、永享三年十月廿七日、山門西塔院二季講領江州普光寺の奉行職の沙汰を命ぜられ、同四年七月十三日には、坂本西塔関の執務について、先度御判之旨に任せておこなうべきことが命ぜられている。猷秀の権勢のさかんなのを見、既得の権限をおびやかされた山徒らが、日吉神輿を山上に振りあげ、永享五年七月満山集会をおこなって、猷秀の罷免等を要求したのである。

幕府はその三ヶ条のみを聞いて他はこれを許さなかったため、山門では、坂本の馬借数百人をして京都に乱入させる一方、閏七月にはさらに大講堂に三院の宿老会議を開いて幕府に迫った。義教は大いに怒って、山門の攻撃を近江の守護佐々木氏に命じたが、管領らになだめられて幾分の譲歩をおこなった。しかし山門はこれで満足せず、結局幕府の軍勢の包圍攻撃を受けて、さんざんに破れ、反抗した座禪院は伊勢、円明は越前平泉寺で誅せられ、金輪院・月輪院ともに誘殺された。幕府の追求は峻烈を極めた。

この事件を通して、次の事が考えられる。

(1) 延暦寺側が関東公方の足利持氏と気脈を通じて抗戦の勢いを示したことである。延暦寺側がこれほどまでしつように幕府と戦ったのは、鎌倉府やこれに通ずる諸大名の動きを察したためである。諸大名の中には、叡山の宗教的な権威の前にその叡山攻撃を躊躇するものもあったが、それを敢えて強行したところに義教の専制的な性格が現われている。それにしても、馬借まで動員した山門が義教の攻撃を防ぎきれずに焼き打ちにあったところに、山門の権威のおとろえを見るこゝろがでさう。

(2) 義教の山門攻撃は、これまでにない大規模なものであった。

六角京極の両佐々木に命じて、近江にある山門領を悉く差押えさせ、若狭の守護一色の家人の三方みかたを若狭に、越前の守護斯波氏の家人甲斐氏を越前に下向させて、若狭・越前の山門領まで取押えさせようとした。しかし山門領は悉く押えられないため、金輪院など敵対申者ばかりの所領を押えたという(『看聞御記』)。六角氏もしきりに野州郡等の山門領を侵略

した。さらに山門に通ずる陸地ならびに湖上通路を止めさせたが、六角方海津の舟の通路がなお停止せず、少々往反があったことが聞えたので、舟の通路を地下人がとどめた場合、山門領の年貢の三分の一を土民にあたえることさえ約束した（満濟准后日記）。いかに山門の封鎖が徹底的であったかがわかる。それだけに山門の権威もおとろえたといふべきであらう。

注

(1) 事件の経過は、看聞御記、満濟准后日記等に詳しい。

永享五年十一月末、管領細川持之、満濟らの諫止をきかず、義教は山名宗全の議に従い、山名・土岐・佐々木・赤松等に出動を命じ、宗全は園城寺に陣して諸將とともに首謀者の円明（兼定）、乗蓮（兼珍）を捕えようとした。たまたま斯波義淳が死んだので戦闘は中止され、衆徒も会議を開いて、円明が身を引くことと猷秀に味方した盛覚以下の帰山を禁止することを決定し、幕府もこれを承認し、事件は落着するかに見えた。

ところが翌永享六年八月、山徒円明等がまたもや將軍義教を呪咀し、謀を鎌倉府の持氏に通じたため、義教は怒って両佐々木氏を遣わし、その寺領をおさめ通路を防いだ。十月神興は洛中に出動、十一月、円明以下の山徒が寝返った杉生坊等を攻撃し、百七十余人が打死した。戦局はひろがり、衆徒は金輪院を焼き、中堂を占拠して幕軍を迎えたので、幕軍は延暦寺を包囲攻撃した。防戦した馬借の戦死するものも多かったが、十二月になると、講和派の調停効を奏し、山徒の上林坊も降参、六日には山門使節の金輪院・月輪院・坐禅院・乗蓮坊が將軍の許に至り坂本の陣も解かれたが、馬借下僧数千人が追いかけて来て合戦となった。円明は出奔、乗蓮坊は降参し、金輪院・月輪院・座禅院等五人は罪をゆるされた。ところが翌七年二月四日、幕府は衆徒の張本を偽り、京都におびき出してこれを捕え、円明の同宿乗蓮や金輪院・月輪院の首をはねた。これを怒った寂山の衆は、再び蜂起し、山上に残っていた座禅院以下の僧徒が根本中堂に閉籠して放火、腹を切るもの廿四人であったが、円明・座禅院・等持は没落し、円明は越前平泉寺で誅された。

山門使節 將軍義教の山徒抑圧は、義満以来の山門の統制にいっそうの拍車を加えるものであって、これ以後は多少の問題はあつても山門の横車は目に見えて少なくなつた。それに伴つて比重を増して来たのは、幕府と山門の連絡役をなし、幕府におかれた山門奉行と接衝する役をもつていた山門の使節である。

すでに述べた如く、山門の使節は義満が山門に参拝したときに制度化したものと思われるが、永享の騒乱後、これまでの円明坊・乗蓮坊・金輪院・月輪院・杉生坊に代り、護正院・西勝坊・行泉坊が山門の使節になった。このうち西勝坊は、

西塔院南谷の衆徒、宝徳元（一四四九）年十二月、山門が寺領のことで万寿寺と争い、山門の公人・馬借・犬神人を万寿寺に発向させたとき、山門使節の一員として、山門奉行と談合している（『天台座主記』）。杉生坊も永享の騒乱にいち早く幕府側に降参したためか、暹賢のとき、永享二年十二月三日、山門使節の一員に加えられた（後鑑所載永享年中文書）。

山門の使節は、その後は幕府と密接な関係を取り、むしろ衆徒と利害相反する行為をとることも珍ではなかった。文明三年十一月、山門使節の行泉坊・西勝坊・護正院の三人は、將軍の意を受け、御料所と号して近江滋賀郡若狭街道の真野に新関をたてた。このため坂本の馬借が諸国の運送物に支障を来し、山門大衆の供米供料が闕如に及んだ。ため、座主の青蓮院門跡から幕府にかけあい、聞入れられなかったため、山門の大衆は使節坊中に発向すべしとの衆議を一決したが、結局管領細川氏のとりなしで、新関が撤廃され、大衆も坂本東口の通行禁止を解除した（山科家礼記第二）。文明六年二月二十三日にも、山上から山徒杉生坊暹円の城を攻めてその坊を焼いた（『親長卿記・言国卿記・尋尊大僧正記』）。この事件なども衆徒と山門使節との溝が深くなっていたことを示している。文明十六年十二月には後土御門の皇子入室について、御門徒の西城（勝）・杉生・月輪・南岸・蓮養が大刀百足を准后に献上、後さらにこの外の円明、西養等も儀式に加わった。

これでもわかるように、さきに失脚した円明房は、このころからしだいに勢をもり返したらしく、康正元（一四五五）年には、山門東塔領近江中庄をあたえられている。これを三塔の衆徒が抗議して神輿を動座した（天台座主記）。文明五年七月、武家の管領は、山門の使節中、御門徒中において、青蓮院の門徒頭の事は、円明兼宗が沈淪（おちぶれる）していたときは、杉生暹能が兼座致していたが、円明房兼澄が還補される上は、令旨を遣わされるように申し送っている（華頂要畧門主伝）。このころ円明房は、杉生坊暹円と争っていたため、大宮彼岸所における諸儀式も延引していたが、文明六年、恐らく前の事件のときであろう、暹円が死亡したため、文明七年になって諸儀式が執行されることになった（華頂要畧一二四—天台座主記五）。

円明房兼澄の知行として大きいものは江州高島郡内音羽五ヶ庄であったが、文明五年からその代官職を佐々木永田弾正忠と契約したところ、その納入がしばしば滞ったため、文明七年、これを幕府に訴えた。兼澄はさらに文明七年五月、隠岐原田妙光寺盛尊から四十三貫を預かっていたが、文明九年その料足等を馬借等がひき散らしたと称して、盛尊に返さなかつたため、文明十一年四月には盛尊から訴えられている。円明房の活躍については後にも述べることにする。

円明房と同じく金輪院や月輪院もなお勢をもっていたらしい。金輪院は山門領若狭鳥羽庄を知行し、近江伊香立庄の給主ともなっていた。

なお近世初期になると、山門の使節は、杉生坊・護正院・金輪院・南岸坊の四人で山門四郎といわれ、一方の旗頭として多数の兵を抱えていた。この中では、護正院が今日も下坂本に永田家としてその遺跡を伝え、文書をも残している。その活動の様子がよくわかる（永田家文書参照）。初代祐全僧都の建武中興のときの活躍は前に述べたが二代兼全は、観応三（一一三五）年四月、近江音羽莊地頭職ならびに若狭国河崎莊、越前国主計保等を賜った。この音羽莊が円明院と同じく護正院の所領であり、同莊の永田がその本拠であつたらしい。三代弥珍は嘉吉元（一一四四）年十二月、近江国堅田奉行職、音羽莊志賀穴生寺の領掌を認められているが、これは永享の山門攻撃以後、護正院が山門使節となつたため、この要職を獲得したのであらう。穴生寺は護正院の縁寺でもあつたらしい。嘉吉三（一一四三）年には根本中堂に立籠つた南朝の殘党金藏主ならびに日野一位禪門等を捕えるに功があつた。次の隆全の代に円明坊兼澄から所領侵害を受け、久しく争つたが、明応八（一一九九）年將軍義澄が北陸より上洛にあたり、功少なからずとて所領安堵の御教書を賜わつた。元龜の兵乱の際、その所領のあつた高島郡音羽莊永田に移り、天正十二年再興のとき、下坂本に帰り、永田を稱した。杉生坊は祇園社の境内に坊を構え、その目代にもなつていたことがあるが、その本拠は上坂本にあり、景山家がその後裔である（続大津市史参照）。

注

(1) 山門使節の一人西勝坊榮慶は、西塔院南の衆徒、寛正五年その知行する江州高島郡大江保の年貢米の内毎年五石宛八ヶ年分を新見宗俊に直錢十五貫文をもって売却したが、その以後も不都合を働くとして、新見宗俊が、文明十五年四月八日これを訴えた。山中関一方の給主職も西勝坊がもっていたが、文正元年七月安養坊春憲に譲り渡している（政所賦銘引付）。

(2) 金輪院 康正二（一四五六）年、鳥羽庄にかけられた造内裏段錢竝国役を出しているし（群書類從雜・朽木古文書）、文明九年には、近江伊香立庄の給主ともなつている（葛川明王院史料）。文明十三年五月にも、金輪院が六月会の執行に際し、千五百疋を坂本において供出したことが見える（親長卿記）。月輪院についても、華頂要略門主伝によると、文明五年九月十一日、山門楞嚴院淨戒院御留主職并為時名坂本散在修理田等を仰付けられている。

金融活動の統制 山僧の高利貸的活動は、南北朝の内乱後も引続き活発であった。康永四（一三四五）年の正法論には「亦山徒都鄙に充満し、俗士の庄園を領知し、民財を却集し、土蔵を構う」と見えている。これに対し、幕府は、応安三（一三七〇）年、山門の公人が貸金の催促を無理におこなうことを禁止したが、これは山僧の高利貸活動に全面的な打撃をあたえるものであった。

幕府はさらに明徳四（一三九三）年十一月廿六日「洛中辺土散在土倉并酒屋役条々」（一四五条）を発した。これは京都やその周辺の酒屋・土倉から毎年政所方年中行事の費用として、六千貫を幕府に差出させるとともに、諸寺諸社の神人や公家の奉公人がもっていた課役免除の特権を悉く否定し、一律にこれを納入させるものである（室町追加法一四六条）。

一、諸寺諸社神人并諸権門扶持奉公人躰事 悉被_レ勘落之上者、可_レ致_二平均沙汰_一焉

（中略）

一、造酒正申酒麴役事

— 自往古有限所課也、不可依此沙汰焉

これについて、佐藤進一氏は、これらの土倉、酒屋に対する社寺・貴族の支配権、具体的にいえば、社寺・貴族の課役徴収権を否定して、社寺、貴族の支配外の土倉、酒屋と同等に課税するものであるとされる（岩波講座日本歴史中世3『室町幕府論』）。社寺・貴族以外の土倉・酒屋と同等に課税することは確かであるが、社寺・貴族の支配権、すなわち徴収権まで否定するものではない。ただ幕府が諸寺諸社の神人や公家の奉公人にかかる課役を、諸寺・諸社・公家が拒否する権利だけを勘落させて、一律に賦課しようというのである。

現にこの条々の出された翌年にあたる応永元年に、日吉社では、足利義満の日吉社参の費用として、近江坂本の土倉だけだけでなく、「在京衆」たる辻本房以下十二名に屏風を賦課している（統群書類従五四、日吉社室町殿御社参記 応永元年八月七日条）。京都には二百数十軒の山門と関係のあった土倉があったが、その中でこの十二名だけはとくに選ばれ、坂本の土倉が各一雙あてのところ、二雙ないし三雙の屏風を課せられたのであった。

先にあげた南禅寺真乗院文書によると、応仁元年四月の末日の日吉社の祭礼に酒や油を奉納したものは、二組で二十名、赤山社に奉納したものは、十数名であった。これらは小五月会の馬上役を免除されたものであり、享徳二年四月二十四日

の幕府奉行が当社方執行に出した奉書には、

日吉馬上役差定事、於正実下者、重有御免候上、速可被差替彼在所之。若猶令難渡者可有異沙汰之由候也 仍執達
如件

享徳式

四月廿四日

貞基 花押
永祥 //

当社方執行

とある。恐らくこの交名帳に記されたものは、幕府の御倉奉行正実^{正実房}に属する土倉の団体であったのであろう。先にあげた在京衆と呼ばれる十二名の上倉の中に、正蔵房^{正実房}、禅住房などの見えるのは、この推定をたしかにするものである。

なお山門の西塔は、文安以後、洛中洛外の酒屋から節季に一度上分錢を徴収する権利を得ているが、これは文安年間、北野西京神人の訴訟を抑えて東京の酒屋に麴製造の裁許をあたえられるよう骨折ったためである。これよりこの酒屋土倉のかうじ上分錢は、河村が代々納所職をもって来たが、文明十四年山門がこれを直務にしたいと申し越し、河村がこれを訴え、爾来天文十四年まで河村の納所職が続いている。

いずれにしても、山門と洛中の酒屋・土倉との関係はしだいに薄くはなったにしても、少なくとも天文ころまでは続いていたと考えられる。しかし明徳年間、洛中洛外の酒屋、土倉が政所方年中行事要脚のうち六千貫文を賦課されるようになったことは、山門とくに山僧の金融活動に、経済的な面からも打撃をあたえることになった。山僧としては、叡山の武力と宗教的な威力を背景として、公人を使に立てることによって、手きびしく貸金の取立てをなすことが出来たのを禁止された上、いまその配下の酒屋土倉に対して、幕府から課役の追求を受けたため、酒屋土倉の支配は二重の面から、その強制力を失って行ったのであった。

山僧は金融に関する紛争を幕府の政所に持ち込み、その裁定を仰いだ。蛭川家に伝わる政所関係の史料では、寛正二年から七年までの政所内評定記録と文明五年から十六年までの政所賦銘引付（親元日記別録所収）に、山僧に關係する貸借関

係の訴訟が多く載せられているが、それ以後の引付類ではこの類が非常に少なくなっている。これは洛中・洛外の土倉・酒屋が叡山から離脱し、その山僧であることをやめ、俗人として営業をするようになったことを示すのではあるまいか。次には、主として、祇園社記録や政所内評定記録乃至政所賦銘引付を通して、山僧の金融活動の実態を考えることにしたい。

1、山徒賢聖房承能 正平七（文和元年—一三五二）年四月十七日、その子承任が近江守護で侍所の佐々木秀綱と縁つづきの百濟寺の稚児と後見の山門衆徒を殺傷した際、幕府は直ちに承能の管領する八条坊門猪熊にある土倉を強襲した。衆徒等も集会を開いて承能その坂本の坊舎を破壊し、かつ日吉の猿を殺害した松井房なるものとともに、京都にある承能の住房および土倉を破壊しようとして、犬神人を動員するため、祇園社に通知して来た（祇園執行日記）。これで見ると、賢聖房は坂本に里坊をもつとともに、京都に進出して土倉を経営していたのであろう。

2、山門仏眼院秀運 康応元（一三八九）年十二月、日吉社の御師成光は、建部庄内社領神供料所を秀運のため、借錢ありと称して押領せられた旨を幕府に訴え、幕府もこれを返付させている。

3、山法師土蔵坊主泉蔵 応永十二年九月、山城下久世庄の新五郎が罪科によってその下地を点札されることがあったが、その中に泉蔵の十余年来私に相伝していた畠が五段あった（東寺百合文書ワ）。

4、山徒浄光 応永十三年山城下久世荘の下司はその下地を寺戸の与一入道と山徒の浄光とに売り渡しているが、これも山徒の浄光の融通した金を返せなくなったためであろう（鎮守八幡宮供僧評定引付）。

5、山法師戒淨 永享九年三月、罪科によって筑紫へ流されたが、これは有徳者として世に名高いものであり、幕府は巨額の金銀財宝を正実の土蔵に保管せしめた（看聞御記）。

6、山徒乗光祐秀 応仁二年六月、飯室谷の聖行房賢運に九貫を借し、その預状を飯室谷の西花院に質として入れ、同年十二月その内の五貫文だけを西花院に返弁したところ、流質と号して坊舎を売払ってしまったので、これを幕府に訴えた（政所賦銘引付）。

7、山徒心蓮尋恵は文明五年正月十二日、横川南林坊幸芸に十五貫を借したが、なかなか返さないのでもこれを幕府に訴えた（同）。

8、山徒法花院承舜 文明五年九月廿日、江州志賀郡南庄内名田四段を大師八幡料所奉行職として買得相伝し、安堵を申請した（同）。

9、山徒仏眼院成賢は、文明六年二月十日、朝日孫三郎同三郎の兩人に対し、日吉の神物を借し、河内国都塚等散在田地を質にとつたが、返弁しないため、本利相当の間この地を直務したいと幕府に申し出ている（同）。

10、山門東塔東谷判部卿祐盛は文明四年九月三十日大草三郎太郎方に融通、返弁を催促したところ、同名の次郎左衛門が本利共返弁

延暦寺の山僧と日吉社神人の活動（豊田）

- の由を返答したが、一向覚えがない、糺明されたいと申出でた(同)。
- 11、山徒静住坊憲舜、文明頃横川の楞嚴院の雜掌をつとめ、御廟(慈惠)大師の供料として東坂本の川端屋地を領地とするともに、坂本の比叡辻に屋敷をもち、土倉を経営するほどの有力者であった。浄土寺門跡とはとりわけ貸借関係があったらしく、文明五年には浄土寺門跡に対し、その領地紀州田中荘をかたにして七百十六貫余を貸し、文明七年には同じ門跡領の西院内の下地宇治岡屋を抵当にとつて貸金をし、文明十一年には坂本戸津の地子を抵当にして本利千三百貫という多額の金子を融通した。文明十三年には浄土寺門跡領坂本比叡辻の内和田の地一所を買得、靈山院に寄付し、さらに文明十一年には浄土寺門跡領江州粟太郡散在分蔵垣庄の年貢を代官として浄土寺門跡に納入している。これも浄土寺門跡との資金融通の結果生じた現象であろう。この外文明十五年三月には、日吉六社灯明料山上二秀講料等として江州蒲生郡七里村地頭職上位分を買得、安堵を申請している。
- 12、山徒郷註記法花院永舜 文明五年九月十三日、江州志賀郡南庄内名田四段を大師八講料所として永代買得し、当知行した(同)。また同じ頃浄土寺門跡に四百余貫を融通し、その抵当として門跡領坂本今津庄(戸津)の代官(給主職)を本利相当分として領知するよう幕府の下知を乞うたが、十一月になって、これを静住房が妨げたので、静住房を幕府に訴えた。また文明十年六月には同様の理由で東塔東谷仏頂尾から門跡の代官が強いて入部したので、同じく訴え出ている(政所賦銘引付)。
- 13、山徒宝憲重々 文明五年十一月六日、江州志賀郡の南四至内の田地一町五段を南岸坊隆芸に売り、山門禅林院の灯明料に寄進した。これを「今更違乱に及」んだという。
- 14、山徒法光定舜は、応仁二年公卿の日野氏から万疋という大金を預けられ、これを連々返納したところ、預状を紛失したとして、勢多の中兵衛尉の返状を出されたので、後証として奉書をもらいたいと申し出ている(政所賦銘引付)。日野富子のこの方面での活動を裏付ける史料であろう。
- 15、山徒大輔隆兼は文明八年吉田弥次郎に貸した錢廿貫文を、「坂本徳政」と号して、返却されなかつたため幕府に訴えた(同)。
- 16、戒光坊最秀 文明九年潤正月四日、山門横川柁尾谷花養坊敬秀に三十貫を融通。同じく信濃註記憲宣に金を貸し、徳政を恐れて、憲宣が質に入れた先祖相伝の坊跡花養坊を所望し、年期を経ているとして訴えられた。
- 17、山徒玉藏証祐は、文明十三年のころ内裏の御料所の江州上笠村内火切の所務職をもっていたが、これを一乱中守護人が押領したので買得相伝の旨にまかせて奉書を下されたいと申出ている(同)。
- 18、同じ玉藏房宗竹は三条烏丸屋地を徳光院より買得、文安四年六月安堵の下知を得たが、十地院が押領したので、文明十五年十月廿五日これを訴出た(同)。

19、山徒宝住永秀 文明六年十一月、飯尾為修に三十貫を融通する抵当として、伊勢の木崎庄半分の代官職の安堵を申請（同）。

20、山徒三位乗祐 文明八年十一月廿八日、本願寺筑前政慶に預置二百三十貫の中八十貫のみ返弁、残りを無沙汰したとして訴える。

21、山徒常知院朝舜 文明五年西坂本願寺名を梶井門跡売寄進の地として当知行のところ、星野が無主の地として拝領したので、これを訴え出た。

22、山門西塔院東谷香林永賢は、永享四年西京田地式段を日吉御灯料として買得、数年当知行していたところ、売主の吉積がこれを違乱したとて、文明七年六月にこれを訴え出ている。

23、山徒法光秀運は、江州勝部香庫坊の地三段を寛正三年に買得したが、約諾に違乱したため、堀内一円を没収したい旨文明七年七月申出た。同じく江州柏原庄本郷内実恒名は父勝光稼運が享徳二年と四年の両度田中円宗院清賀より買得、一乱中、多賀の被官が押領と、文明十三年に訴え出た。このときには同じ柏原庄黒田米をあわせて三十八石余と麴屋・紺屋の料足をそえて八十六貫に買得、また野州郡内南佐久郡保をも香庫坊真賀方から永代買得、同じく安堵を申請した。

24、山徒大輔隆兼は、文明七年吉田弥次郎に借した廿貫文を坂本徳政と号して無沙汰したことを訴えた。

25、山徒十乘永有 檀那寺に百貫文を融通、無沙汰のため知行分摂州豊島年貢相当分を引取りたいと訴え出た。

26、山徒安養春澄 一色氏へ融通の質として丹後久美庄の年貢をあてたところ、一乱出来相残分について前の如く所務を致したいと願出た（政所賦銘引付）。

27、山徒西勝坊 新見親俊に拾五貫文を借り、高島郡大江保年貢で年々返弁の由を契約したが、難渋し、文明十一年訴えらる（同）。以上の史料を通して次のことが考えられる。

(1) 山徒の貸付二三のうち十件は同じ山内の門跡、僧侶、日吉社の社司に関連しているが、中には一般農民や商人に賦課されたものも少なからず見出される。また当時もつとも羽振りをきかしていた日野家の資金をかりて高利貸を営む山僧もあった。

(2) 山僧は資金を融通する際、荘園の代官職や関所の奉行職などを質にとり、返済不可能に乗じてこれを没収した。庶民の中にもこうした関係で、一、二反規模の名田を山僧の手に渡したのも少なくない。

(3) 山僧が公人を使って督促することができず、政所に訴えざるを得なかったほど、その権威はおとろえていた。山僧の有力者は、將軍あるいは政所に所属して、その用を足すようになっていた。静住房憲舜などその一員である。親元日記寛正六年二月一日の条に、「御被官江州山徒上落、法光・勝光・行光三人」とあり、八月廿八日条に、「御被官静住坊為八朔御礼鮎鮎一折御返太刀」とある（親元日記）。

七、山徒と商業・交通

莫大な所領を、近江から北陸地方にわたってかかえる延暦寺が、莊園の年貢物の輸送を通して北陸から琵琶湖の水運と商品の流通にあたえた影響は大きい。またその龐大な消費経済が、山門を中心として展開し、山徒や神人の営利活動を活潑にしたこともいまさらいうまでもない。

いまとくに山徒の活動を通して、この問題の一端を明らかにして行きたい。

まず注意されるのは、延暦寺を中心にして陸上および水上に無数の関所が設置されたことである。この関所には山門がとくに参拝者を目あてに設置した関と湖上の要地に置かれた関とがある。前者は普通、「山門七ヶ所の関」とか、「坂本七ヶ関」といわれる。加賀の臨川寺領大野庄の年貢物輸送について、至徳二(一三三五)年三月の山門宛執達状に、「山門七ヶ所関務衆徒中」とあるのがこれである。しかし妙法院領神崎郡栗見本庄の貢米輸送について、応永十八年十一月、幕府のあたえた過書には、「湖上奥島、堅田、坂本六ヶ所」とある。ところが文安五年十一月南禅寺仏殿の材木運漕の通行免状の宛名には、「坂本七ヶ関縁本、堅田関、日吉船木関所西」とありながら、別筆には、「六ヶ関所」として、道撫関・講堂関・横川関・中堂関・合関・西塔関の名が出ている(南禅寺文書)。西塔関は西塔釈迦堂の入口に設けられた関所であり、永享元年九月、西塔釈迦堂閉籠衆は光聚院献秀が西塔関の関務を請負いながら、破損の修理を致さなかつたことを訴えた(満濟准后日記)。山門七ヶ関とある場合に次の戸津関を含むのではないかも考えられる。すなわち戸津関は、下坂本の浜の古名、三津にある関で、穴太の東なる唐崎から比叡辻のあたりまでを三津といい、山槐記元暦元年注進の近江名所には富津浜と記し、元徳二年日吉行幸記には、戸津の升米をもって神殿造替の料足にしたことが見えている。さらに暦応元年より十ヶ年を限ってその関務を勅許されたが、幕府より奏上して、貞和四年正月さらに一ヶ年の延期を許された。(關大曆)。永徳三年四月にも、幕府は大宮廻廊ならびに七社の神輿を飾るために戸津関役を用いることを許している(華頂要畧門主伝十九)。

この戸津関とならんで、山門として重要であったのは、堅田関である。湖の最狭所を扼する堅田浦は、山門の中でも地理的な関係もあって、横川系の山門寺院を主とする諸寺社の領地になっていた。

元弘三年九月足利尊氏は堅田惣庄の忠節比類なきによって、その賞としてこれに堅田関務をあておこなった。応永十七年十月廿八日の尊勝院令旨には、「横川楞嚴院近江国堅田庄」とある（大徳寺文書）。堅田関の管理もしぜん横川系の楞嚴院に属することとなった。しかし、堅田本福寺門徒記によると（本福寺記録之三）、「去比山門ヨリ応仁二年三月廿九日、堅田退治ノコロヨリ、堅田西切関ノ代官弥太郎衛門」と見え、上の関の関務を殿原衆が全人衆に譲ったこともあった。

大津の浜関も、文明頃は青蓮院座主の所管に属していたと見え、藤河日記には、「浜の関とかやは、青蓮院の座主に申して通り侍りぬ」とある。康暦二（一三八〇）年十一月、臨川寺では、北国よりの貢物を湖上、大津へ運んだところ、問丸等が大津松本で久しく抑留したので、管領斯波義将に頼み、江州守護を通じて、これを難詰してもらった（臨川寺文書）。これは大津の浜の問丸と関所との関係をよく示している。舟木の関のある舟木庄には、高島郡西舟木、北舟木と蒲生郡舟木、小舟木がある。このうち山門乃至日吉社の造営料所となっていたのは高島郡の舟木であろう。この舟木浜の関所は、永徳二（一三八二）年頃、山門六社造営料所となっており、臨川寺領加賀大野庄の年貢米を抑留して紛争をおこしている（天龍寺文書）。船木関とする場合幕府の御料所になった舟木関もあるが、これは蒲生郡の舟木であろう。

山徒の中には馬借や問丸、さらに廻船の上乗を統率するものがあつた。静住房憲舜は、文明のころ蜷川の被官として、幕府ともっとも深い関係をもち、東坂本の比叡辻に屋敷をかまえた有力者であつたが、この辻にたむろする馬借の集団の年預職をも支配していた。文明七年同じ山徒の郷註記舜勝にこれを譲り渡している。坂本の問丸の香取屋もその配下にあつた。

文明五年ごろには坂本の問丸鴨取（香取）左衛門太郎の給主となっており、この問丸が青葙の代金を支払わなかつたとき、給主として督促方を命令されている。

清泉州

一 山門西塔院北谷雜掌 文明五 十五

青葙商人於越後国年請取荷物割符料足不致其沙汰。仍於坂本戸津押荷物雖催促候尚難渡。仰給主可預御下知之由

坂本

問丸鴨鳥左衛門太郎

給主静住房憲舜

坂本を中心とする商業交通の実権をもつ問丸を山徒が握っていたことになる。なお江州今堅田の上乗職じやうりやうしやくは、文明六年十月、同じ山徒の静住房千代丸が、叡山楞嚴院慈恵大師の廟の灯明料として買得し、幕府に安堵の奉書をもらっている。千代丸というのは童名であり、恐らく憲舜の子であろう。上乗職というのは、湖上を往還する船に乗り込んで、その水先案内をやる上乗連中を統率する権利であり、番屋六頭というのは、六間の番屋があったためであろう。いずれにしても、山門は堅田関ばかりでなく、湖上の船舶にもにらみをきかしていたのである。延暦寺の僧兵が出勤するとき堅田・和邇の水軍や坂本の馬借が先鋒として機動力を発揮したのも、この関係であろう。

延暦寺と商工業者の座との関係は、祇園社ほど史料がないので、わからないが、青蓮院門跡が渡領として、洛中の御服商人に課役をかける権利をもっていたことは次の史料からも考えられる(華頂要畧門主伝第二十三)。

座主領洛中御服公事御代官職事、被仰付訖。任請文御公用無不法懈怠者、不可有御改易候也 仍補任如件

天文十三年二月廿二日

判奉

福田新次郎殿

これについて天文十七年八月、青蓮院門跡は、朝恩として御服方売買について課役免除の特権をもっていた四府駕輿しよふかに小袖役を懸けて、幕府に訴えられている(賦引付并徳政方)。小袖売はすでに正平七(一三五二)年小袖座を組織し、安居神人として座主宮に若干の年貢を納めていたが(祇園執行日記)、これも山門と関係ある商人であろう。応永三十三年、日吉大宮神人であった小幡住人と保内商人とが呉服販売の事について争ったとき、山門の御服方代官が裁決している(日吉神社文書)。

なお、青蓮院が洛中の六角に魚棚六間を所有していたというのも、魚市場の支配権をもっていた例証と考えられる(華頂要畧)。また正長元(一四二八)年志賀郡紺屋方供用の徴収方を横河の中堂が堅田住の法住に任しているが(本福寺文書)、これも叡山が所領内の商工業者を支配していた例証であろう。文永頃には、敦賀の問丸、馬借をも山門が指揮していた事実がある(勸学講条々)。これらの例によっても山門領の広く散在していた鎌倉から室町初期には、山門および山徒・神人の商業活動がいかに活潑であり、いかに商品流通と密接な関連をもっていたかが知られる。